

船舶のエネルギー効率に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
登録規則細則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

船舶のエネルギー効率に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI では、船舶から放出される温室効果ガスの放出量を削減することを目的とし、2013 年よりエネルギー効率設計指標（EEDI）の規制値が定められている。

EEDI の規制値は、船種や船舶の建造契約日等に応じて段階的に強化されるものであり、Ro-ro 貨物船及び Ro-ro 旅客船については、2020 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶等に適用される強化された要件を満足することが難しいとの指摘があったことから、IMO において、当該要件の見直しが行われた。なお、多層甲板の Ro-Ro 貨物船（自動車運搬船）については、議論が行われたものの要件の見直しには至らなかった。

当該見直しの結果、2018 年 4 月に開催された IMO 第 72 回海洋環境保護委員会（MEPC72）において、Ro-ro 貨物船及び Ro-ro 旅客船に対する EEDI の規制値を緩和する MARPOL 条約附属書 VI の改正が IMO 決議 MEPC.301(72)として採択された。

このため、当該決議に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) Ro-ro 貨物船及び Ro-ro 旅客船に対するリファレンスライン決定定数を改めた。
- (2) その他、船舶のエネルギー効率に関する規定において用語等の表現を改めた。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 1.1.3, 8 編 3.1.1, 3.1.2, 表 8-8, 表 8-9
登録規則細則 2.1.3
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 2.1.2, 8 編 3.3